

第 9 8 号 議 案

中野区もみじ山文化の森施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定する必要がある。

## 中野区もみじ山文化の森施設条例の一部を改正する条例

中野区もみじ山文化の森施設条例（平成4年中野区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表大ホールの項中「89,800円」を「85,600円」に、「127,100円」を「121,200円」に、「149,500円」を「142,500円」に、「179,500円」を「171,200円」に、「112,200円」を「107,000円」に、「128,200円」を「128,400円」に、「181,700円」を「181,800円」に、「256,400円」を「256,800円」に、「160,400円」を「160,500円」に改め、同表大ホール楽屋1の項、同表大ホール楽屋3の項及び同表大ホール楽屋4の項中「1,600円」を「1,500円」に、「2,300円」を「2,200円」に改め、同表小ホールの項中「27,000円」を「25,700円」に、「50,700円」を「48,300円」に、「67,800円」を「64,600円」に、「32,000円」を「30,500円」に、「61,900円」を「59,000円」に、「81,800円」を「78,000円」に、「40,500円」を「38,600円」に、「76,300円」を「72,500円」に、「101,600円」を「96,900円」に、「49,000円」を「45,800円」に、「93,500円」を「88,500円」に、「124,700円」を「117,000円」に改める。

別表(2)の表中「3,600円」を「3,400円」に、「5,600円」を「5,300円」に、「7,400円」を「7,100円」に改める。

別表(3)の表中「3,300円」を「3,100円」に、「4,60

0円」を「4,400円」に、「6,700円」を「6,400円」に改める。

別表(5)の表中「4,300円」を「4,100円」に改める。

別表(6)の表中「110円」を「100円」に、「230円」を「200円」に改める。

別表(7)の表中「4,500円」を「4,300円」に、「5,900円」を「6,500円」に、「8,100円」を「7,700円」に、「10,400円」を「11,600円」に、「10,300円」を「9,800円」に、「13,500円」を「14,700円」に改める。

別表(8)の表中「2,500円」を「2,400円」に、「3,400円」を「3,200円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,600円」を「1,500円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「2,000円」を「1,900円」に、「1,100円」を「1,000円」に、「1,500円」を「1,400円」に、「1,800円」を「1,700円」に、「2,600円」を「2,500円」に、「1,400円」を「1,300円」に改める。

別表(9)の表中「1,400円」を「1,300円」に、「1,700円」を「1,600円」に、「1,600円」を「1,500円」に改める。

別表(10)の表及び別表(11)の表中「1,500円」を「1,400円」に、「2,000円」を「1,900円」に、「1,800円」を「1,700円」に改める。

別表(12)の表中「5,400円」を「5,100円」に、「3,300円」を「3,100円」に改める。

別表(13)の表中「1,400円」を「1,300円」に、「1,10

0円」を「1,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日前に中野区もみじ山文化の森施設条例別表(1)の表に掲げる施設（大ホールの入場料を徴収する場合の使用、大ホール楽屋1の午前9時から正午までの使用、大ホール楽屋2の使用、大ホール楽屋3の午前9時から正午までの使用及び大ホール楽屋4の午前9時から正午までの使用を除く。）、同条例別表(2)の表、別表(3)の表、別表(5)の表及び別表(6)の表に掲げる施設、同条例別表(7)の表に掲げる施設（入場料を徴収する場合の使用を除く。）、同条例別表(8)の表に掲げる施設（学習室Aの午前9時から正午までの使用及び学習室Bの午前9時から正午までの使用を除く。）、同条例別表(9)の表から別表(12)の表までに掲げる施設並びに同条例別表(13)の表に掲げる施設（午前9時から正午までの使用を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表(1)の表（大ホールの項の入場料を徴収する場合、大ホール楽屋1の項の午前9時から正午まで、大ホール楽屋2の項、大ホール楽屋3の項の午前9時から正午まで及び大ホール楽屋4の項の午前9時から正午までに係る規定を除く。）、別表(2)の表、別表(3)の表、別表(5)の表、別表(6)の表、別表(7)の表（入場料を徴収する場合に係る規定を除く。）、別表(8)の表（学習室Aの項の午前9時から正午まで及び学習室Bの項の午前9時から正午までに係る規定を除く。）、別表(9)の表から別表(12)の表まで及び別表(13)の表（午前9時～正午の項に係る規定を除く。）の規定を適用した額とする。

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。